

国立大学法人大分大学教育学部附属学校園連絡会議規程

平成24年3月21日制定

平成24年規程第24号

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）と教育学部附属幼稚園，教育学部附属小学校，教育学部附属中学校及び教育学部附属特別支援学校（以下「附属学校園」という。）とが一体となって教育・研究の推進を図るため，附属学校園の運営を円滑に行うための連絡及び調整機関として，法人に国立大学法人大分大学教育学部附属学校園連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 連絡会議は，次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 附属学校園の教育職員の人事及び研修に関する事項
- (2) 法人と附属学校園との連携，協力等に関する事項
- (3) 附属学校園に関する事項のうち，教育研究評議会及び経営協議会に係る審議事項の調整に関する事項
- (4) その他学長が必要と認める事項

(構成)

第3条 連絡会議は，次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事
- (2) 教育学部長
- (3) 教育学部副学部長
- (4) 教育学部附属学校園連携統括長
- (5) 附属学校園の校園長
- (6) 教育学部事務長
- (7) 附属学校事務室長
- (8) その他学長が必要と認める者

2 前項第8号の委員は，学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第8号の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 連絡会議に議長を置き，学長が指名する理事をもって充てる。

2 議長は，連絡会議を招集する。

3 議長に事故があるときは、学長が指名する理事（第1項の理事を除く。）がその職務を代行する。

（会議）

第6条 連絡会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 連絡会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第7条 連絡会議が必要と認めるときは、委員以外の者を連絡会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第8条 連絡会議に、特定の事項について専門的に調査・整理させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第9条 連絡会議の事務は、教育学部事務部において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年3月21日から施行する。

附 則（平成24年規程第66号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第51号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第20号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。